

京都市告示第 80 号

平成27年10月30日京都市告示第425号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成28年5月1日から次のように改めます。

平成28年4月7日

京都市長 門川 大作

「

山ノ本市営住宅	第1棟	102号, 108号, 201号, 203号及び208号	0.7432
		301号及び303号	0.6932
		302号及び305号から308号まで	0.8432
		その他	0.8932
	第2棟	112号, 115号及び116号	0.7432
		311号から313号まで, 315号, 316号及び318号	0.8432
		317号	0.6932
		その他	0.8932

」

を

「

山ノ本市営住宅	第1棟	102号, 108号, 201号, 203号, 208号, 301号及び303号	0.7432
		その他	0.8932
	第2棟	112号, 115号, 116号及び317号	0.7432
		その他	0.8932

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)